

# 扶養要件チェックリスト

～申請対象者と別居している場合～

申請対象者と別居している場合は、健康保険で扶養できる要件が変わります。  
チェックしてみましょう！！

	項目	チェック
1	対象者の年収は130万円未満である。 (60歳以上または障害者は180万円)	✓
2	対象者の年収はあなたの年収の1/2未満である。	✓
3	対象者はあなたからの金銭的な援助がなければ生活できない。 <b>年金・アルバイト等の収入で十分生活ができている場合は、認定できません。</b>	✓
4	対象者に毎月送金をしている。 <b>毎月の送金が必要です。一年・半年一括の送金の場合は、認定できません。</b>	✓
5	対象者の収入額より多い額を送金している。 <b>送金額より対象者の収入が多い場合は、認定できません。</b>	✓
6	送金は振込か現金書留で送っている。 <b>クレジットカード・家族カード利用の明細、光熱費等の引落とし等は認められません。</b>	✓
7	送金はあなた(の名義)が送り、対象者(の名義)が受取っている。 <b>あなた以外から送っている場合は、認定できません。</b>	✓
8	《振込で送金している方のみ》 振込依頼人(あなた)・受取人(対象者)・送金額・振込日 が 確認できる通帳のコピーを提出できる。 <b>申請時は直近3か月分ご提出ください。</b>	✓
9	《現金書留で送金している方のみ》 ご依頼主(あなた)・お届け先(対象者)・送金額・送金日 が 確認できる発送控えを提出できる。 <b>申請時は直近3か月分ご提出ください。</b>	✓